

「重度精神障害者介護保険利用負担助成」開始のご案内

令和4年2月診療分から重度精神障害者通院医療費補助を開始したことに合わせ、同補助の受給者を対象に、令和4年2月提供分以降の介護保険サービスの利用負担金を助成します。（重度心身障害者医療費補助において同様の制度を実施）

〔前提となる制度〕

◀ 重度精神障害者通院医療費補助 ▶

- 令和4年2月診療分から開始しています。
- 精神障害者保健福祉手帳1級所持者かつ自立支援医療（精神通院医療）受給者を対象としており、所得制限があります。
- **医療保険適用の診療等を無料化**します。
- 申請により受給者証の交付を受けた上で、医療機関等で提示することにより、ご本人の負担なく診療等を受けることができます。

重度精神障害者通院医療費受給者証	
公費負担者番号	
公費負担医療の受給者番号	
受住所	
給者氏名	
生年月日 性別	
一部負担金 (自己負担) 限度額	通院
有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
発行機関	広島県 広島市長
交付年月日	令和 年 月 日

〔本制度〕

◀ 重度精神障害者介護保険利用負担助成 ▶

- 重度精神障害者医療費受給者証をお持ちの方で介護保険の要介護・要支援状態の認定を受けた方を対象とします。
- 令和4年2月提供分以降の次の**介護保険サービス費用の1割を助成**します。
 - ① (介護予防) 訪問看護
 - ② (介護予防) 訪問リハビリテーション
 - ③ (介護予防) 居宅療養管理指導
 - ④ (介護予防) 通所リハビリテーション
- 介護保険の高額介護（介護予防）サービス費が支給される場合には、本制度による助成額は、介護保険サービス費用の1割から高額介護（介護予防）サービス費相当額を差し引いた金額となります。

本市ホームページで所定の申請書（請求書）をダウンロードし、作成・提出してください。

広島市ホームページ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/63/274357.html>

(ページ番号 274357)

● お問い合わせ

部署	所在地	連絡先
広島市健康福祉局 障害福祉部精神保健福祉課	〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6番34号	電話 082-504-2228